

全日本空輸株式会社  
整備センター長 辻 浩平 殿

国土交通省航空局安全部長  
北澤 歩

主脚タイヤに対する不適切な整備について  
(厳重注意)

令和 6 年 9 月 7 日、福島空港において、ANA ウイングスが運航する ANA1698 便（福島→大阪：ボンバルディア式 DHC-8-400 型機）の出発前に、整備を受託している貴社の大阪基地から派遣された整備従事者が右主脚に 2 つあるうちの 1 つのタイヤの空気が抜けているのを確認したため、作業基準に従ってタイヤ圧を測定した結果、同基準に定める規定値を下回ってタイヤの交換が必要な状況であることを確認したにもかかわらず、当該整備従事者は当該タイヤを加圧したうえで当該便を出発させた。

航空法第 20 条第 2 項の規定に基づき認可された貴社の業務規程及び同法第 113 条の 2 の規定による許可を受けた業務の管理の受託を実施するための貴社の整備規程においては、整備の実施方法は航空機及び装備品等の製造者等が作成した整備に関する技術資料に準拠した作業基準に基づく旨が規定されており、当該行為はこれらの規定に違反した行為である。また、当該整備従事者は、大阪基地から作業基準に従った整備措置を実施するよう指示されたにもかかわらず、福島空港に予備タイヤの配備がなかったことから当該行為に至っており、当該整備従事者が意図的に違反行為を行ったものと認められる。

さらには、貴社の大阪基地は、当該便の大阪への到着後に作業基準に従ってタイヤ圧を測定しタイヤの交換を行っているが、福島空港における不適切な整備行為について社内への報告が行われなかった。その結果、当該行為に関し、10 月 8 日に貴社が組織的に把握するまでの間、要因分析や再発防止のために必要な取組みが行われず、国土交通省航空局への報告も 10 月 10 日に行われることとなった。大阪基地は、当該基地に所属する整備従事者が不適切な整備行為を行った事実を最初に把握し、率先して報告・対応すべき立場だったにもかかわらず、既に関係部署が把握・対応しているものと考え、その後も確認を行うことなく関係部署から連絡がないことで特段の対応は不要との判断に至ったとしている。これは、安全に関する情報が社内には報告され原因究明・対策を講じるための安全管理体制の不備があると考えられ、貴社における安全管理システムが十分に機能していないものと認められる。

従って、貴社における航空安全に対する意識の再徹底を図るとともに、安全管理システムが継続的に有効に機能するために必要な是正を図るよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 6 年 11 月 8 日までに文書で報告されたい。

以 上